

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次	ページ
障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	一
障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出	一
障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定の辞退	二
県営土地改良事業計画の縦覧	二
保安林の指定の解除の予定	二
土地収用法に基づく収用の手続開始	二
道路の供用開始	三
都市計画変更の図書の写しの縦覧	三
土地区画整理組合の事業計画変更の認可	三
土地改良区役員の就任の届出(二件)	三
土地改良区の定款変更の認可	三
土地改良区の定款変更の認可	四
政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定	四
選挙管理委員会	四
政治資金規正法第十七条第一項の適用を受ける団体	四
労働委員会	四
宮城県労働委員会あつせん員候補者の告示	五

告 示

- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課)
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 (同)
- 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定の辞退 (同)
- 県営土地改良事業計画の縦覧 (農村振興課)
- 保安林の指定の解除の予定 (森林整備課)
- 土地収用法に基づく収用の手続開始 (用地課)
- 道路の供用開始 (道路課)
- 都市計画変更の図書の写しの縦覧 (都市計画課)
- 土地区画整理組合の事業計画変更の認可 (同)
- 土地改良区役員の就任の届出(二件) (仙台地方振興事務所)
- 土地改良区の定款変更の認可 (北部地方振興事務所)
- 土地改良区の定款変更の認可 (東部地方振興事務所)

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定

- 選挙管理委員会
- 政治資金規正法第十七条第一項の適用を受ける団体
- 労働委員会
- 宮城県労働委員会あつせん員候補者の告示

○宮城県告示第三百五十四号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十二年四月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四二二二〇〇七五	蔵王すずしろ 刈田郡蔵王町遠刈田 温泉字七日原一・七 百二十九	就労継続支援 A 型	社会福祉法人 はらから福祉 会	平成二十二年 四月一日
〇四二二二〇〇三三	びいんず夢楽多 柴田郡村田大字関 場字屋敷前百三十七 一	就労移行支援 B 型 就労継続支援 B 型	社会福祉法人 はらから福祉 会	平成二十二年 四月一日
〇四二二二〇〇三〇	くりえいと柴田 柴田郡柴田大字船 迫字土平九十二	就労移行支援 B 型 就労継続支援 B 型	社会福祉法人 はらから福祉 会	平成二十二年 四月一日
〇四二二六〇〇二二四	みお七ヶ浜 宮城県七ヶ浜町遠山 五丁目六・四十	就労移行支援	社会福祉法人 はらから福祉 会	平成二十二年 四月一日

○宮城県告示第三百五十五号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十二年四月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
〇四二五二〇〇七二六	セントケア仙台 仙台市青葉区旭ヶ丘 一丁目四十三番二十 号野ビル二階	指定障害福祉サービスの種類 サ―ビスの種類	セントケア東 北株式会社	平成二十二年 三月三十一日
〇四二五四〇〇二四七	合資会社風車 仙台市青葉区八幡三 丁目五番十二号一〇	居宅介護、 訪問介護、 重度	合資会社風車	平成二十二年 三月三十一日

○宮城県告示第三百五十六号
 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第四十七条の規定により指定障害者支援施設が次のとおり指定を辞退したので、同法第五十一条第三条第三号の規定により告示する。
 平成二十二年四月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	設置者名	辞退年月日
○四二二二〇〇二二	びいんず夢楽多 柴田郡村田町大字関場字屋敷前百三十 七、一	社会福祉法人 はらから福祉 会	平成二十二年 三月三十一日
○四二二二〇〇三〇	くりえいと柴田 柴田郡柴田町大字船迫字土平九十二	社会福祉法人 はらから福祉 会	平成二十二年 三月三十一日

○宮城県告示第三百五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営高城川地区土地改良事業（基幹水利施設ストックマネジメント事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同条第十項の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十二年四月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称
 土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十二年四月十三日から平成二十二年五月十四日まで

三 縦覧場所

松島町役場

○宮城県告示第三百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を

解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があつた。
 平成二十二年四月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

栗原市栗駒（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

二 解除予定保安林の所在場所

栗原市栗駒（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

三 解除予定保安林の所在場所

栗原市栗駒（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第三百五十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十四条の規定による収用の手続開始の申立てがあつたので、同法第三十四条の三の規定により、次のとおり告示する。

平成二十二年四月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 収用の手続が開始される土地等

1 収用の手続が開始される土地 仙台市宮城野区苦竹一丁目、南目館及び苦竹二丁目地内

2 起業者の名称 国土交通大臣

3 事業の種類 一般国道四十五号改築工事（坂下拡幅・宮城県仙台市宮城野区苦竹一丁目地内から同市同区苦竹二丁目地内まで）

二 起業者が収用の手続を開始しようとする土地を表示する図面の縦覧場所

仙台市宮城野区役所（建設部公園課）

○宮城県告示第三百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三百九十八号	本吉郡南三陸町戸倉字水戸辺一六九番一地从先から同郡同町戸倉字水戸辺一六八番一地从先まで	平成二十二年四月十四日

○宮城県告示第三百六十一号

石巻市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、公衆の縦覧に供する。

平成二十二年四月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画市場

2 名称 第1号石巻青果卸売市場

二 都市計画の変更の種類

廃止

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第三百六十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十二年四月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

名取市関下土地区画整理組合

二 事務所の所在地

名取市増田字柳田三百七十九番一

三 設立認可の年月日

平成十六年一月十九日

四 変更認可の年月日

平成二十二年四月六日

○宮城県告示第三百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、名取土地改良区役員の就任について、次のとおり届出があった。

平成二十二年四月十三日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 土 井 敏

一 就任した者

就任年月日	氏名	住所	役職名
平成二十二年三月三十一日	長 田 養 一	岩沼市字梶橋十番地	理事

○宮城県告示第三百六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、巨理土地改良区役員の就任について、次のとおり届出があった。

平成二十二年四月十三日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 土 井 敏

一 就任した者

就任年月日	氏名	住所	役職名

平成二十二年四月一日
阿部賢一
巨理郡山元町坂元字原一 十五番地
理事

○宮城県告示第三百六十五号

遠田郡南郷土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十二年四月六日認可した。

なお、この認可があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十二年四月十三日

宮城県北部地方振興事務所

所長 高橋 幸夫

○宮城県告示第三百六十六号

河南矢本土土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十二年四月五日認可した。

なお、この認可があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十二年四月十三日

宮城県東部地方振興事務所

所長 佐々木 昭男

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

平成二十二年四月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 平成二十二年度 長契阿下管三五〇〇一・B〇三
号 流域下水道指定管理者監督・評価業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 土木部下水道課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成二十二年三月十六日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 財団法人宮城県下水道公社 宮城県仙台市青葉区堤通雨宮町四番十七号

- 五 契約金額 八千八百九十三万五千円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第一号該当

選挙管理委員会

○宮選挙告示第四十一号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定により、平成二十二年四月一日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために、寄附を受け又は支出をすることができない団体となつたので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十二年四月十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健一

（その他の政治団体）

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
青田和夫後援会	青田 和夫	星 京子	巨理郡山元町浅生原字内手六八
東敬三励ます会	高橋 三郎	高橋 治雄	登米市迫町北方字新土手九五・一
生駒純一後援会	村上 衛	日野よし子	柴田郡川崎町大字前川字裏丁一四一
石川良彦後援会	山口 瑞彦	高橋 嘉喜	黒川郡大郷町山崎字畑中七九
伊藤譲後援会	伊藤 正人	伊藤 益夫	登米市東和町錦織字大舟渡三〇
伊藤譲を励ます会	伊藤 譲	伊藤 益夫	登米市東和町錦織字大舟渡三〇
氏家英人はさま三九会	氏家 英人	及川勝一郎	登米市迫町佐沼字小金丁四八
小野勝見後援会	鈴木 善典	小野 俊悦	東松島市宮戸字村一六・一
加藤紀後援会	安田記美夫	寺内 三男	遠田郡涌谷町涌谷字見龍寺前五四
今野今朝雄後援会	小野 恵記	今野 祥子	角田市君萱字稲場下一五・六
今野耕治後援会	今野 耕治	伊藤 美雄	加美郡加美町字長檀一一三
高清志後援会	庄司 久治	西山 茂人	柴田郡大河原町字町五二
斎藤万之丞後援会	秋保 光男	斎藤 幸蔵	柴田郡村田町大字小泉字天沼三五
佐藤弘毅後援会	窪田 愛利	小野寺美夫	栗原市志波姫八樟浦山一三
佐藤武一郎後援会	伊東 市男	武田耕一郎	大崎市三本木桑折字大天馬一一

佐藤まさし後援会	斉藤 孝治	佐藤 一夫	黒川郡大衡村大瓜字東石崎一三
佐藤みつぎ後援会	佐藤 司郎	佐藤 眞宣	大崎市古川上埜字宝仙田一三八
庄子晋後援会	菅原 和夫	庄子まさの	仙台市青葉区落合一・二・一三二
庄子晋政治研究会	庄子 晋	庄子まさの	仙台市青葉区落合一丁目一・二二
すがわら直行後援会	主藤 正彰	菅原 光夫	登米市米山町字校岡鈴根一〇
高橋光市後援会	堀田多美夫	内海 智子	黒川郡大和町吉田字白水三三三
高橋じゅじ後援会	佐藤 忠	佐藤 忠	柴田郡川崎町大字今宿字古懸二六・二二
高橋じゅいち後援会	鈴木 正悦	鳥海 正弘	黒川郡大郷町石原字下り松七・一
忠政会	渡辺 忠悦	高橋 明美	登米市南方町館五四
中塩塾	中塩 吉信	中塩 吉信	大崎市三本木伊賀字都松一
日本青年社宮城県支部	西塚 繁三	高橋 義一	大崎市古川新沼字行人堰南一〇五
文屋ひろお後援会	田中 信夫	高橋 萬	黒川郡大衡村大森字鎌紙裏一八
山路澄雄後援会	小山 清寿	増子 昭一	黒川郡大衡村大衡字尾西四四
わたなべ忠悦と若草会	田代 喜毅	高橋 明美	登米市南方町雷一六九

労働委員会

○宮城県労働委員会中込兼一 叩

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定により委員としてこの宮城県労働委員会委員候補者名簿に次のとおり任命された。

平成二十二年四月十三日

宮城県労働委員会

中込 兼一 叩

宮城県労働委員会あつせん員候補者名簿

(平成22年4月1日現在)

氏名	現職	主要経歴	委嘱年月日
菅原 通孝	宮城県労働委員会委員 弁護士	仙台弁護士会副会長	平22.4.1
水野 紀子	宮城県労働委員会委員 東北大学大学院法学研究科教授	名古屋大学法学部教授	平22.4.1
坂田 宏	宮城県労働委員会委員 東北大学大学院法学研究科教授	横浜国立大学経営学部 助教授	平22.4.1

鈴木 敏明	宮城県労働委員会委員	宮城県労働委員会事務局長	平22.4.1
荒井 純哉	宮城県労働委員会委員 弁護士	仙台高等裁判所判事	平22.4.1
山崎 透	宮城県労働組合連合会委員 日本労働組合連合会会長	電機連合会トーマソン労働組合 副中央執行委員長	平22.4.1
米澤 隆	宮城県労働委員会委員 東北電力労働組合委員長	宮城県東北電力関連産業 労働組合総連合会長	平22.4.1
佐藤 副	宮城県労働組合連合会委員 日本労働組合総連合会事務局長	日本労働組合総連合会 宮城県連合会副事務局長	平22.4.1
菅原 厚	宮城県労働委員会委員 宮城交通労働組合書記長	日本労働組合総連合会宮城 大崎地協事務局長	平22.4.1
布間 せみよ	宮城県労働組合総連合会常任幹事	全労連・宮城一般労働組合 副執行委員長	平22.4.1
田畑 精治	宮城県労働委員会委員 仙台台ビルディング取締役会長	仙台台ビルディング 代表取締役社長	平22.4.1
今野 敦之	宮城県労働委員会委員 株式会社代表取締役社長	宮城県印刷工業組合理事 長	平22.4.1
後藤 義昭	宮城県労働委員会委員 宮城県経営者協会専務理事	東北電力(株) 執行役員東京支社長	平22.4.1
佐々木 恭介	宮城県労働委員会委員 東北電力(株)人財部部長	東北電力(株) 人財部副部長	平22.4.1
岡崎 智政	宮城県労働委員会委員 三陸河北新報社代表取締役社長	三陸河北新報社 常務取締役	平22.4.1
保理 昭泰	宮城県労働委員会事務局長		平22.4.1
戸村 俊幸	宮城県労働委員会事務局 次長兼総務課長		平21.4.1
吉野 信雄	宮城県労働委員会事務局 審査調整課長		平22.4.1